

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となるいる店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の本店又は本店に帰属する移動営業所へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。

カブドットコム証券株式会社 お客様サポートセンター

受付時間 午前8時から午後5時
電話番号 0120-390-390(フリーコール)
携帯・PHS 03-6688-8888

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2回以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、お客様がシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）とは、一定額の「証拠金」を預けて、投資金額に比べて大きな金額の「外国為替」を売買できる「取引」です。
- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）は、お客様と当社との相対取引です。（金融商品取引所取引ではありません。）
- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）において、当社が提示する売値と買値の間には差額があります。
- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）は、取引金額がお客様の預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額となっており、投資額以上の損失が生じる可能性があります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、この書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について

■シストレFXの主な特徴と注意点

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）では、お客様が行う取引の金額がその取引についてお客様が預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額であることから、時として多額の損失が生じる可能性を有しています。したがって、シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の開始にあたっては、以下の内容を十分に把握する必要があります。

- ・外国為替相場や各国通貨の金利の変動等によりお客様に損失が生じるおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、その損失の額は、お客様が預託されている証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・相場状況の急変によりビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

- ・外国為替相場の変動等により、お客様の証拠金維持率が一定の割合に達した場合は、追加で証拠金の差し入れが必要になります。所定の时限までに証拠金の追加差し入れがない場合は、損失を被った状態で建玉の全部又は一部を事前の通知なしに決済されることがあります。この場合、その決済で生じた損失についてはお客様が責任を負うことになります。
- ・成行注文・ストリーミング注文・逆指値注文・トレール注文・トップリミット注文は、約定方法の性質上、通常の市場環境においても指定レートよりもお客様に不利なレートで約定されることがあります(スリッページ)。また、値動きが荒い等市場の状況によっては、指定レートから大きく乖離したレートで約定することもあり、投資金額以上の損失が発生する可能性があります。
- ・各国通貨の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客様が建玉を保有しつづける場合には、金利変動のリスクにさらされる可能性があります。
- ・当社は、外国為替相場の変動によりお客様の証拠金維持率が一定の割合に達した場合は、自動ロスカット注文により、お客様に通知することなく、成行でお客様の未決済建玉を決済することができます。
- ・上記の自動ロスカットは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、外国為替相場の急激な変動によっては、預託証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。詳しくは、「☆証拠金」の「(7) ロスカットの取扱い」をご参照ください。
- ・外国為替取引は、各国の通貨を売買する取引です。日本円をはじめ当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。また、当社は、複数の銀行等をカバー取引先として、お客様の注文をヘッジすることにより、できる限り高い流動性を確保するよう努めています。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が活発でない時間帯においては、取引レートを提示することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様の取引が困難あるいは不可能となる場合があります。
- ・取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- ・電子取引システムを利用した取引には独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター、あるいは当社のコンピューターシステム等の故障・誤作動、第三者が提供するコンピューターシステム、通信回線等取引に関わるすべてのシステムの故障・誤作動によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うことになります。また、電子取引システムに利用されるお客様の個人情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等その他のリスクもあります。
- ・システムFXではストリーミング注文・逆指値注文・指値注文・成行注文・トレール注文・トップリミット注文で「スリッページ」が発生する場合があります。

スリッページは、お客様の取引画面に表示されている価格(=注文価格)と実際の約定価格との間に価格差が生じる場合に発生し、当価格差はお客様にとって有利な場合、不利な場合があります。

ストリーミング注文はお客様が取引画面で発注ボタンを押下された際に、画面に表示されている価格を注文価格として発注を行う注文形態です。

ストリーミング注文で発注した場合、お客様のご注文を当社で受注した時の配信価格が注文価格と一致、もしくはお客様の注文価格より有利となる場合、当ご注文を当社で受注した際の配信価格で約定が成立します。

また、お客様のご注文を当社で受注した時の配信価格がお客様のご注文の注文価格より不利となる場合、

- 1) 配信価格がご注文時のスリッページ許容範囲外となる場合にはお客様の注文は失効
- 2) 配信価格がご注文時のスリッページ許容範囲内となる場合には当ご注文を当社で受注した際の配信価格で約定が成立します。

逆指値注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて不利に約定する場合があります。

指値注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて有利に約定する場合があります。

成行注文はお客様が価格を指定せずに行う注文方法で、約定価格はお客様の注文が約定執行サーバへ到着した際に当社が配信した価格となります。そのためお客様の画面に表示されている価格と約定価格の間に乖離が発生する場合があることから、結果としてお客様にとって有利となる場合、不利となる場合があります。

お客様が保有されている全建玉または複数建玉を一度に決済する注文を行う際には、当社は一度に全数の約定を行わず複数回にわけて約定を行う場合があります。そのため約定が分割されることから、必ずしも約定価格が同一とならない場合があります。

■取引価格生成、配信の停止・再開、配信再開時のリスクについて

- ・当社は、複数のカバー取引先を有しカバー取引先より提供される価格に基づきシステム的に中心値を生成し、ホームページに公表するスプレッドに従い買い価格（アスクレート：ASK）と売り価格（ビッドレート：BID）を提供します。また、価格生成時に使用するカバー取引先のレートに関しては、一定の品質条件を定め不適切（異常）な品質のレート（一般的に「バグレート」と呼びます。）をシステム的に排除します。
- ・当社は、相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、レートを受けられるカバー先から提示された全てのレートが市場実勢を反映したレートではないと判断したと

き、もしくは価格生成時に参照する全てのカバー先から価格の提示を受けることができなくなったときには、一定時間経過後にレートの配信を停止します。その際、取引画面に直前の配信価格が表示されますが、当該価格では約定されません。

価格配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー取引先のうち1社以上からのレート提示を受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。ただし、相場状況等によっては、レートを提示するカバー先の数によらず、レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

- ・価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格がお客様のポジションのロスカットラインを割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

■約定訂正・取消しについて

- ・お客様の注文の約定は、前項に記載する価格で行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合がございます。その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします。（連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況により異なります。）

■システムFXの手数料

システムFX（店頭外国為替証拠金取引）の手数料は、無料です。

自動ロスカット注文、強制決済が執行された場合の手数料も無料です。

システムFX（店頭外国為替証拠金取引）の取引ツールのダウンロード料金、利用料金は無料ですが、当ツールを利用するにあたっては、別途、通信料金（パケット料金等）がかかる場合があります。

■証拠金

- ・システムFX（店頭外国為替証拠金取引）を行うにあたっては、「☆証拠金」に記載の証拠金（当社が認める一定の有価証券により代用可能です。）を担保として事前に差し入れ又は預託していただきます。
- ・システムFX（店頭外国為替証拠金取引）では、当社が定めるところにより、一定の割合で有価証券等を証拠金の一部として利用することが可能です。お客様から当社へお預け入れいただいた外国為替証拠金取引代用有価証券等（以下、「代用有価証券」という。）

については、当社においてお客様の外国為替証拠金取引の担保となり、お客様のシステムFX（店頭外国為替証拠金取引）の決済現金不足の際には当社が任意で売却することができます。また、システムFX（店頭外国為替証拠金取引）決済現金不足の際には、証券取引口座も含めてお客様から当社へお預けいただいているすべての資産を当社の任意で売却することができます。

■システムFXの売買は、クーリングオフの対象となりません

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

■システムFXのカバー先金融機関とリスク

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

・カバー先金融機関一覧

商号又は名称：株式会社三菱UFJ銀行（英語表記：MUFG Bank, Ltd.）

業務内容：銀行業

監督を受ける当局：金融庁

商号又は名称：シティバンク、エヌ・エイ 東京支店

業務内容：銀行業

監督を受ける当局：金融庁

商号又は名称：ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：スイス連邦銀行委員会

商号または名称：ゴールドマン・サックス証券株式会社

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける当局：金融庁

商号又は名称：バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為機構及び英健全性規制機構

商号又は名称：ドイツ銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：ドイツ連邦金融監督局

商号又は名称：モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（英語表記：Morgan Stanley & Co. International plc）

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける外国当局：英金融行為機構及び英健全性規制機構

商号又は名称：香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：香港金融管理局（香港 HKMA）

商号又は名称：バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：米国通貨監督局、米国連邦準備理事会

- 当社又はカバー取引先金融機関の財務状況の変化等により、お客様は損失を被る可能性があります。
- 当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引をおこなっております。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定があればその分は為替変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分のみカバー取引を行います。当社では、マリー取引がなされていないお客様の約定数量が一定量以上にならないよう管理しております、一定量を超えるような場合には、その部分について、その時点で最も条件のよいカバーレートを提示したカバー取引先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文をおこないます。

■証拠金管理方法

お客様からお預かりした証拠金現金その他証拠金は金融商品取引法第43条の3 第1項の定めに基づき、三菱UFJ信託銀行の信託口に預託することにより当社の自己の資金とは分別して区分管理しています。

なお、お客様からお預かりする有価証券等も、当社の固有財産と明確に区別して証券保管振替機構において保管いたしますが、同法に基づく顧客区分管理信託の対象に含まれておりません。

■「システムFX」（全自动売買）に関する注意事項

「システムFX」（以下「本サービス」といいます）は、お客様がテクニカル指標を選択し、選択したテクニカル指標の数値に基づき設定した売買シグナルで全自动売買を行うことができる取引ツールを有しています。全自动売買のお取引に際しては、各事項を良くお読みいただいたうえで、本サービスをご利用いただく必要がございます。

- 本サービスは、正確性・確実性を期すよう努めておりますが、完全性を保証するもので

はありません。

- ・パフォーマンスレポート機能で表示される過去の運用実績は、将来の運用成績を保証するものではありません。相場の状況によっては、過去の運用実績を大きく下回るおそれがあります。
- ・本サービスは、お客様へ提供する本サービスのお取引画面へログイン頂いた状態でご利用いただけるサービスです。設定時間内にログアウトされると、その後の売買執行は行われません。
- ・本サービスの利用によって生じた損害（パソコンやネットワークに生じた損害を含み、損害の種類を問いません）やその修理費用等に関して、当社は、一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ・本サービスで設定できるトレード分析ツールを用いて設定した利益確定条件・ロスカット条件は、同条件に基づく売買シグナルどおりにお取引が成立することを保証するものではなく、相場の状況によっては建玉決済時に想定以上の損失が発生する場合もございます。
- ・取引時間外を跨いだ設定をされた場合、終了時刻の最終価格で売買シグナルが発生した際、売買シグナルは再開後に実行され想定価格と大きく乖離する場合もございます。
お客様が設定した売買シグナルで全自動売買を行う際、売買シグナル発信後に約定処理を行うため、売買シグナルの価格とは異なる価格で約定することがあります。相場の状況によっては想定価格と大きく乖離する場合もあります。
- ・本サービスでは、お客様の裁量により並行して手動売買を行うことも可能ですが、全自动売買を解除しない限り売買シグナルが指定期間中に継続して発信されますので、お客様の建玉管理が困難となる場合も発生いたします。
- ・本サービスでは、複数のテクニカル指標を組み合わせて売買シグナルを作成することも可能ですが、相反する指標を選択された場合や条件付けにより頻繁な売買シグナルが発生し反復売買が発生する場合もありますので、ご利用に際してはテクニカル指標が意図する意味や発生頻度をお客様ご自身で十分ご理解いただいたうえでご利用いただく必要があります。
- ・当社が予め用意する売買ストラテジーは将来の運用成績を保証するものではなく、相場の状況によっては、当該売買ストラテジーによる過去の運用実績を大きく下回るおそれがあることを十分ご理解いただいたうえでご利用いただく必要があります。

上記に記載する事項は、取引約款上の免責事項となります。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の仕組みについて

当社によるシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

当社が取り扱うシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象は、米ドル・日本円、ユーロ・日本円、英ポンド・日本円、豪ドル・日本円、スイスフラン・日本円、カナダドル・日本円、NZドル・日本円、南アフリカランド・日本円、トルコリラ・日本円、ユーロ・米ドル、英ポンド・米ドル及び豪ドル・米ドルがあります。
- b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨単位を、ミニ（1,000通貨単位）、通常（1万通貨単位）、大口（10万通貨単位）とします。但し、南アフリカランド・日本円に限り、ミニ（1万通貨単位）、通常（10万通貨単位）、大口（設定なし）とします。本取引に係る1取引あたりの数量上限、及び1日あたりの取引上限、通貨ペア毎の建玉数量上限は、当社が別途取引ルールに定めるものとします。
- c. 呼び値の最小変動幅は、各通貨組合せに共通で、0.1 pips（対円通貨=0.1銭、非対円通貨=0.00001ドル）となります。
例えば1取引、ミニ（1取引単位あたり1円に相当）、通常（1取引単位あたり10円に相当）、大口（1取引単位あたり100円に相当）となり、南アフリカランド・日本円に限り、ミニ（1取引単位あたり10円に相当）、通常（1取引単位あたり100円に相当）となります。
- d. 当社が通貨組合せ毎にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客様に提示する価格は銀行市場間取引における価格に対して当社調達コスト等を附加し提示します。
- e. 建玉は、転売又は買戻しすることで手仕舞いできます（通貨の受渡しは行いません）。
- f. 転売又は買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、通常お客様が受け取る金額よりもお客様が支払う金額の方が大きくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. お客様の証拠金維持率が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じことがあります。
- i. 転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

☆注文の種類と約定方法

○成行注文

当注文は、お客様が注文価格を指定せずに行う注文で、お客様の注文を当社システムで受け付けた順に執行致します。約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格を以って約定致します。また、当注文は、指値注文、逆指値等の条件付注文の執行よりも優先されます。当注文を取引時間外に受け付けた場合には、取引時間開始後、上述の優先順位等に従って執行します。

お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合がございます。当該価格差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。当該価格差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もございます。

○ストリーミング注文

ストリーミング注文はお客様が取引画面で発注ボタンを押下された際に、画面に表示されている価格を注文価格として発注を行う注文形態です。

ストリーミング注文で発注した場合、お客様のご注文を当社で受注した時の配信価格が注文価格と一致、もしくはお客様の注文価格より有利となる場合、当ご注文を当社で受注した際の配信価格で約定が成立します。

また、お客様のご注文を当社で受注した時の配信価格がお客様のご注文の注文価格より不利となる場合、

1)配信価格がご注文時のスリッページ許容範囲外となる場合にはお客様の注文は失効

2)配信価格がご注文時のスリッページ許容範囲内となる場合には、当ご注文を当社で受注した際の配信価格で約定が成立します。

(スリッページ許容範囲の設定については、取引画面でご確認ください。)

以上の仕組みから、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定します。また、当注文は、指値注文、逆指値等の条件付注文の執行よりも優先されます。

○指値注文

当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて有利に約定する場合があります。

当注文は、売りの場合、値段の安いものが値段の高いものに優先し、買いの場合、値段が高いものが安いものに優先します。また、同じ値段を指定する当注文又は同じ値段をトリガー価格として指定する逆指値等の条件注文が他のお客様からある場合には、受注時刻が早いものを優先します。また、成行注文、ストリーミング注文又はロスカット取引がある場合は、それらの注文、取引の執行が、当注文の執行に優先するため、指定した価格が取引画面に表示されたにも関わらず約定しない場合があります。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで失効しません。取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件で約定するのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○逆指値

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に

配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて不利に約定する場合があります。

当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで失効しません。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○ストップリミット

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、指値注文が行われる予約注文です。そのためトリガー価格を満たして指値注文に変わる前に配信価格が指値価格よりも不利な方向に動いた場合は、直ちに約定せず、通常の指値注文と同じ執行条件が満たされるまで待機します。当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する指値注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。上述の執行条件を満たして指値注文に変わる前の当注文に対して成行注文、ストリーミング注文がある場合は、これらの注文が優先します。執行条件を満たし、指値注文になった後は、通常の指値注文と同様の優先順位となります。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで指定した条件を満たして指値注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○トレール

当注文は、逆指値注文のひとつで、現在レートの動きに伴い、逆指値注文の指定レートがトレール幅に応じて変動する注文方法です。お客様があらかじめ執行の条件となる逆指値とトレール幅を指定して行う注文で、売り注文の場合は、発注後のレートが高値を更新した場合、当該レートから指定したトレール幅の数値分下がったレートに逆指値注文の指定レートを変更します。買いの場合、発注後のレートが安値を更新した場合、当該レートから指定したトレール幅の数値分上がったレートに逆指値注文の指定レートを変更します。ただし、お客様が指定した注文発生時の逆指値価格と提示価格の差が、トレール幅に達するまでは逆指値価格は変動しません。なお、上述の逆指値注文の指定レートが変更される前に、現在レートがお客様が指定した注文時の逆指値価格を満たした場合、その時点で逆指値注文が執行されます。そのため、実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて不利に約定する場合があります。当注文は、売りの場合、トリガー価格の高いものがトリガー価格の安いものに優先し、買いの場合、トリガー価格が安いものがトリガー価格の高いものに優先します。同じ価格をトリガー価格とする当注文か、同じ価格を注文価格として指定する注文が複数ある場合には、受注時刻が早いものが優先します。上述の執行条件を満たして執行される前の当注文に対して成行注文、ストリーミング注文、ロスカット注文がある場合は、これらの注文が優先します。当注文は、上述の条件で執行されるか、指定された期限が到達するか、取り消されるまで指定した条件を満たして逆指値注文として執行されるのを待ちます。執行されずに取引時間が終了した場合、次の取引時間が開始されれば、引き続き上述の条件を満たして執行されるのを待ちます。当注文は、取引時間外に発注することも可能です。

○OCO（オーシーオー）注文

当注文は、指値と逆指値の2つを同時に発注し、一方の注文が約定した時点で、他方の注文は自動的に失効する注文方法です。2つの注文の取引数量は同額となります。当注文は通常の指値注文、逆指値注文と同様の優先順位となります。

○IFD（イフダン）注文

当注文は、新規の成行注文、指値注文または逆指値注文と、その新規注文が約定した場合に有効となる決済注文を同時に出す方式です。決済注文は、指値注文、逆指値注文、トレール注文から選ぶことができます。当注文の新規注文と決済注文の取引数量は同額となります。決済注文は新規注文が約定するまで待機し、新規注文が約定した後に発注されます。新規注文及び有効化された決済注文は通常の成行注文、指値注文、逆指値注文、トレール注文と同様の優先順位となります。

○IFO（イフォーシーオー）注文

当注文は、IFD（イフダン）注文と OCO（オーシーオー）注文を組み合わせた注文方法で、新規の成行注文、指値注文または逆指値注文と、その新規注文が約定した場合に有効となる OCO（オーシーオー）注文を同時に出す方式です。当注文の新規注文と決済注文の取引数量は同額となります。決済注文は新規注文が約定するまで待機し、新規注文が約定した後に発注されます。新規注文及び有効化された決済注文は通常の成行注文、指値注文、逆指値注文、OCO（オーシーオー）と同様の優先順位となります。

○全建玉一括決済注文

当注文は、保有する全ての通貨ペア、全ての建玉を一括して決済する注文です。当注文は全て成行注文として発注され、有効となっている決済注文がある場合は成行注文に訂正して発注します。一括決済注文は当社取引における流動性に影響を与えるご注文が行えることから、当該ご注文で一度に全数量の約定を行った場合にはスプレッドが拡大する恐れがあります。上述に該当し意図しないスプレッドの拡大を避けるために当社ではお客様が一括決済注文を利用し、結果として流動性に影響のある数量の決済を行う場合には、当社で決済注文の分割を行い一度に全数の約定を行わず、複数回にわけて約定を行います。そのため他の注文よりも優先順位が下がる場合や、約定価格が異なる場合があります。なお、複数回にわけて約定を行わない場合は通常の成行注文と同様の優先順位となります。

★証拠金

(1) 証拠金の差入れ

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の注文をするときは、あらかじめ当社に証拠金を差し入れてください。

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額は、新規建玉の想定元本に所定の割合（「証拠金率」といいます）を掛けた金額となります。個人口座のお客様の証拠金率は一律 4%です。法人口座のお客様の証拠金率は、金融先物取引業協会が公表する通貨ペア毎の法人用証拠金率となります。証拠金は円貨または有価証券での差し入れとなり、外貨による差し入れはできません。また、証拠金率は当社の判断により変更する場合があります。

（注）法人用証拠金率とは、当該通貨に係る為替相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率のことです。

名称	概要
評価証拠金額	評価損益等を考慮した、シストレFXで証拠金としてお使いいただける金額です。 ※現金残高+代用有価証券評価額+受渡前損益-振替出金予定額+振替入金予定額+評価損益+未決済スワップ損益
必要証拠金額	新規注文と保有している建玉の維持に必要となる証拠金額です。 ※注文必要証拠金額+建玉必要証拠金額 両建ての場合には、同一通貨の組合せで売建玉と買建玉の証拠金額をそれぞれ計算し、金額が多い方の建玉の証拠金額を証拠金必要額とします（取引単位の異なる通貨ペア（通常、大口、ミニ）はそれぞれ別通貨ペアとして計算します）。
建玉必要証拠金額	保有している建玉を維持するために必要となる証拠金額です。 ※建玉ごとの「約定価格×建玉数量×証拠金率×円転レート（非対円取引の場合は評価損益がマイナスの場合は米ドル・日本円の最新アスク価格、プラスの場合は最新ビッド価格）」を合計した額（小数点以下（1円未満）は切り上げ）です。
注文必要証拠金額	新規注文に対して必要となる証拠金額です。 ※注文ごとの「注文価格×注文数量×証拠金率×円転レート（非対円取引の場合は米ドル・日本円の最新ビッド価格）」を合計した額（小数点以下（1円未満）は切り上げ）です。
証拠金維持率	建玉必要証拠金額に対する評価証拠金額の割合です。 ※ロスカットなどの判定基準となる比率です。 ※評価証拠金額÷建玉必要証拠金額×100
リアルレバレッジ	リアルタイムでのレバレッジ（預け入れた証拠金に対し、現在何倍の取引をしているかを表す値）です。 ※（建玉の約定価格×建玉数量×円転レート（非対円取引の場合は米ドル・日本円の最新ビッド価格）÷ 評価証拠金額

(2)-2 必要証拠金率の変更（法人の場合）

当社は毎週最終FX営業日の取引終了後に必要証拠金率の見直しを行います。証拠金率を変更する場合には、見直し前週の金曜日（当社休業日の場合には翌営業日）午後6時を目処にお客様ページログイン後の商品インフォへ掲載することで、あらかじめお客様にお知らせいたします。

(2)-3 証拠金の値洗い

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）では、お客様の評価証拠金額の状況の確認を隨時行っており、これを証拠金の値洗いといいます。値洗いの結果、証拠金維持率が100%を下回った場合は、全ての注文中となっている未約定の新規注文の取り消しを行います。値洗いは隨時行っておりますが、

システム的に一定の間隔が発生するため、値洗いの結果100%を下回っていない状態で、下記(3)の追加証拠金の判定が行われ、その結果追証が発生する場合があります。そのような場合は、その後証拠金維持率が100%を下回ったとしても、注文中の新規注文は取消されませんのでご注意ください。

(3) 証拠金の追加差入れ

評価証拠金額が建玉必要証拠金額を下回った場合には、評価証拠金額が建玉必要証拠金額以上となるように、追加証拠金（現金残高が負の金額となった場合の当該負の金額については現金で）を当社に差し入れてください。追加証拠金の判定は毎FX営業日取引時間終了後に判定し、差し入れ期限は同日（日本の休日の場合は翌営業日）午後3時です。万が一、差し入れ期限までに追証が解消しない場合には、同日（日本の休日の場合は翌営業日）午後3時以降に事前の通知なく当社の任意によりお客様の計算において強制決済（既存の全未決済建玉の成行での反対売買）を行います。ただし、強制決済時に注文中の新規注文は取消されませんのでご注意ください。なお、強制決済の結果、残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済を行っていただくものとします。また、追加証拠金が差し入れられなかつた場合は、建玉を全て決済したとしても【当該営業日の取引時間が終了するまでは】新規注文、新規注文訂正、振替出金（有価証券の引き出しを含みます）を行うことができません。取引時間は当社HPの取引ルールをご確認ください。

なお、当社が毎週行う必要証拠金率の変更に伴う追加証拠金につきましては、週初FX営業日の翌FX営業日午後3時までに当社に差し入れてください。

（注）追加証拠金発生中であってもロスカット基準に到達した場合は自動ロスカットが発動します。

(4) 現金の引出し

評価証拠金額は、振替出金可能額（※）の範囲内で引き出すことができます。

（※）現金予定残高+代用有価証券評価額+（評価損益+未実現スワップ損益）-必要証拠金額

（注）現金予定残高とは、未受渡分の金額を考慮した各取引日の現金残高のうち、最小となる金額のことをいいます。また、上記計算結果が現金予定残高を上回る場合は、現金予定残高が 振替出金可能額となります。（5）評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び未決済建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、評価証拠金額に加算又は減算されます。

(6) 有価証券等による充当

証拠金は、当社が指定する一定の有価証券により充当することができます。充当価格は、それぞれ市場価格に対して当社が定める掛け目で証拠金として利用可能です。ただし、決済損金が受入証拠金現金を上回っている状態で、建玉の決済により生じた損金を受入証拠金現金では充当仕切れない場合は、当該金額を現金で差し入れていただきます。当該不足金額はお預り金から強制的にFX証拠金勘定へ振替を実施します。結果としてお預り金がマイナスになった場合は、お客様は直ちに弁済を行っていただくものとします。なお、同日午後3時30分時点でマイナスが継続する場合には立替金発生となり新規取引は停止となります。お預り金がマイナスになることにより、株式等のお取引ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

(7) ロスカットの取扱い

当社は、お客様の証拠金率維持率が所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します。（「ロスカットルール」といいます。）ロスカットを行う基準は、当社が別途取引ルールに定めており、当社HPの取引ルールをご確認ください。

(8) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

当社が請求した追加証拠金をお客様が「(3) 証拠金の追加差入れ」で定める所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、任意に、お客様の計算において全ての建玉の反対売買を行います。お客様がシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。

(9) 証拠金の返還

当社は、お客様がシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）取引について決済を行った後に、差入れ又は預託した証拠金に決済差金を加算又は減算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、原則として遅滞なく返還します。

(10) 両建て取引について

お客様は、お客様自身の投資判断により両建て取引を行うことができます。但し、両建て取引はスワップポイントによる逆ザヤやスプレッドによるコストの負担が発生する場合があるため、経済合理性を欠く取引であることを認識したうえでお取引ください。

☆決済に伴う金銭の授受

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

- ・対円取引の場合（ミニ、通常、大口共通）

取引通貨単位 × 約定価格差（円）+累積スワップポイント

- ・非対円取引の場合（ミニ、通常、大口共通）

[（取引通貨単位 × 約定価格差（米ドル））+累積スワップポイント] × 決済時の円転レート

（注）約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

（注）決済時の円転レートとは、決済時における米ドル・日本円の配信価格です（決済損益とスワップ損益の合計がプラスの場合は最新ビット価格、決済損益とスワップ損益の合計がマイナスの場合は最新アスク価格を使用します）。取引終了直前や相場急変時等の理由で非対円通貨ペアの決済時に米ドル・日本円のレートが存在しない場合は、直前の配信価格を用いて円転します（当日の米ドル・日本円のレート配信が始まっていない場合は、前日の終値を用いて円転します）。その際はお客様に有利となることであれば不利となることもあります。

☆課税上の取扱い

個人のお客様が行ったシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）で発生した利益（売買による差益及びス

ワップポイント収益をいいます。以下、同じ。) は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行ったシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、個人のお客様がシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の手続きについて

お客様が当社とシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本書面の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

b. 電子交付契約の設定

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の開始に当たっては、あらかじめ「らくらく電子契約」（電子交付契約）をお申込みのうえ、電磁的方法による交付への同意が必要です。

c. シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）口座の設定

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の開始に当たっては、あらかじめ当社にシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）口座の設定に関する書面を差し入れ、シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）口座を設定していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

d. 預金口座の登録

現金の受渡を行うため、銀行預金口座の登録が必要となります。

(2) 注文の指示事項

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

a. 注文する通貨の組合せ

- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 取引区分（新規・決済・FIFO）
- d. 注文数量
- e. 価格及び注文価格（成行注文は除く）
- f. 注文の有効期間
- g. その他顧客の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、顧客に受領書を交付します。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

委託注文をするときは、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。新規の売付取引又は新規の買付取引行うことで、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）となった場合には、お客様にとって、両建てを解消する際のアスク価格とビッド価格の差を二重に負担すること、並びに預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなることとなります。

(5) 注文をした取引の成立

注文が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を顧客に交付します。

(6) 手数料

当社の手数料は、「無料」になっています。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金（証拠金に充当する有価証券等を含みます。）及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾していただきます。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社「お客様サポートセンター」にお尋ねください。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）行う行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似すること
- u. 個人顧客の通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。V.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託せることなく当該取引を継続すること。法人顧客の店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託せることなく、当該取引を継続すること
- v. 個人顧客の通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不

足額を預託されることなく取引を継続すること。法人顧客の店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく、取引を継続すること

- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

当社の概要

商号等	カブドットコム証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館6F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設立年月	平成11年11月19日
資本金	71.96億円(平成30年8月1日現在)
主な事業	金融商品取引業
連絡先	0120-390-390(フリーコール) 03-6688-8888(携帯・PHS)

当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

受付時間 : 午前8時から午後5時
窓口 : お客様サポートセンター
受付方法 : 電話、電子メール、手紙
電話番号 : 0120-390-390 (フリーコール)
携帯・PHS : 03-6688-8888
メールアドレス : CS@kabu.com

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）に関する主要な用語

・売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

・アスク

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行うシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

・差金決済（さきんけっさい）

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに對し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・証拠金（しょうこきん）

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

・スワップポイント

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じ

であると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・**スリッページ**

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

・**追加証拠金（ついかしょうこきん）**

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・**デリバティブ取引（デリバティブとりひき）**

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

・**店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）**

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・**店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）**

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・**転売（てんばい）**

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

・**特定投資家（とくていとうしか）**

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができます、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・**値洗い（ねあらい）**

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・**媒介取引（ぱいかいとりひき）**

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

・**ビッド**

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

・**FIFO（ファイフオ）**

新規/決済の区別のない注文で、反対ポジションを保有している場合は約定日時が古いポジションから順に決済される注文方法です。

・**ヘッジ取引（ヘッジとりひき）**

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する

取引をいいます。

・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかつた建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上

(平成30年9月)